

基発0324第27号
令和7年3月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

徴収関係事務取扱手引 I (徴収・収納) の一部改訂について

労働保険の徴収に関する事務のうち徴収・収納関係の取扱いについては、平成 25 年 3 月 29 日付け基発第 0329 第 10 号「徴収関係事務取扱手引 I (徴収・収納) の改訂について」の別添により取り扱ってきたところであるが、今般、下記により本手引の一部を改訂するので、事務処理に遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 主な改訂箇所

- (1) 特別加入に係る箇所を修正
- (2) 収入官吏に係る箇所を修正
- (3) 現金領収書に係る箇所の修正
- (4) 文言の適正化その他所要の修正

2 その他

今般修正を行った様式で、現に存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

徴収関係事務取扱手引 I

(徴収・収納)

令和 7 年 3 月

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

本通達において引用した法令等の略語は、次のとおりである。

徴収法	=	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
徴収則	=	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）
整備法	=	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号）
整備令	=	失業保険及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）
整備則	=	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和47年労働省令第9号）
救済法	=	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）
雇用保険法	=	雇用保険法（昭和49年法律第116号）
雇用保険法施行規則	=	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）
労災法施行規則	=	労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）
会計法	=	会計法（昭和22年法律第35号）
予算令	=	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
歳入程	=	歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）
電子情報処理組織令	=	電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号）
出納程	=	出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）
国庫金規程	=	日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）
厚生労働省所管会計事務取扱規程	=	厚生労働省所管会計事務取扱規程（平成13年厚生労働省訓令第23号）
国税通則法	=	国税通則法（昭和37年法律第66号）
国税徴収法	=	国税徴収法（昭和34年法律第147号）
国税徴収令	=	国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）
通基本通達	=	国税通則法基本通達（昭和45年6月24日）
基本通達	=	国税徴収法基本通達（昭和58年5月31日）
証券納付制限	=	歳入納付に使用する証券に関する件（大正5年勅令第256号）
証券納付制限	=	証券の納付に関する制限（大正5年大蔵省令第30号）
証券納付細則	=	証券を以てする歳入納付に関する法律施行規則（大正5年大蔵省令第32号）
会院法	=	会計検査院法（昭和22年法律第73号）
計証規	=	計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）

厚労計指定	=	厚生労働省の計算証明に関する指定(平成13年13検第180号会計検査院長発)
保管金取扱程	=	保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)
保管金払込程	=	保管金払込事務等取扱規程(昭和26年大蔵省令第30号)
供託法	=	供託法(明治32年法務省令法律第15号)
供託則	=	供託規則(昭和34年法律第2号)
印紙納付法	=	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和23年法律第142号)
公印則	=	国の会計期間の使用する公印に関する規則(昭和39年大蔵省令第22号)
小切手法	=	小切手法(昭和8年法律第57号)
小切手振出程	=	小切手振出等事務取扱規程(昭和26年大蔵省令第22号)
破産法	=	破産法(平成16年法律第75号)
会社法	=	会社法(平成17年法律第86号)
一般社団・財団法	=	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
中小企業等協同組合法	=	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)
宗教法人法	=	宗教法人法(昭和26年法律第126号)
会社更生法	=	会社更生法(平成14年法律第154条)
行審法	=	行政不服審査法(平成26年法律第68号)

目 次

第 1 章 徴収事務

第 1 徴収の対象

1 労働保険料	10
(1) 一般保険料	11
(2) 特別加入保険料	11
(3) 概算保険料、確定保険料、増加概算保険料及び概算保険料の追加徴収	13
(4) 追徴金及び延滞金	15
(5) 印紙保険料	20
(6) 特例納付保険料	22
2 特別保険料	24
3 一般拠出金	24

第 2 具体的な収納事務方法

1 原符（現金領収証書（3枚複写））による収納	25
(1) 事業主から直接納入告知書又は納付書を添えて現金又は証券を受領した場合の処理方法	25
(2) 事業主が納入告知書又は納付書を持参せず現金又は証券を受領した場合の処理方法	25
(3) 事業主が郵便若しくは信書便により現金又は証券を送付し、これを受領した場合の処理方法	25
2 スタンプ領収による現金の収納	26
(1) スタンプ領収とは	26
(2) スタンプ領収を実施する条件	26
(3) スタンプ領収の実施者	26
(4) スタンプ領収の事務処理方法	26
3 日本銀行（代理店を含む。）等による収納	27
4 口座振替による収納	27
5—1 証券による収納	27
(1) 小切手	27

(2) 国債証券の利札（支払期の到達したもの）	28
5—2 証券による収納（納付委託）	29
(1) 納付委託の対象となる徴収金	29
(2) 納付委託を受けられることができる証券	29
(3) 納付委託を実施する者	29
(4) 納付委託手続	30
(5) 再委託銀行	30
第3 現金等の払込及び保管方法等	
1 現金等の払込	31
2 現金等の保管等	31
(1) 現金等の保管方法	31
(2) 現金等の亡失があった場合の処理方法	31
第4 特殊な収納事務処理（歳入歳出外現金収納処理）	
1 歳入歳出外現金の種類	33
2 歳入歳出外現金の収納方法等	33
(1) 歳入歳出外現金領収証書の交付・管理	33
(2) 歳入歳出外現金の収納方法	33
(3) 歳入歳出外現金の払込・保管	34
3 歳入歳出外現金の供託	35
(1) 供託について	35
(2) 供託金の還付及び取戻し請求	35
4 差押財産の換価代金等の取扱い	36
(1) 配当先が労働保険料等のみである場合	36
(2) 配当先が労働保険料等以外にもある場合	36
第5 収納事務以外の処理	
1 認定決定処理	38
(1) 認定決定	38
(2) 認定決定の効果	38
(3) 認定決定の手続	38

2	納付督促処理	40
	(1) 督促	40
	(2) 公示送達	41
3	不納欠損処理	42
	(1) 消滅時効	42
	(2) 消滅時効の更新効	42
	(3) 消滅時効の完成猶予効	45
	(4) 国税通則法の規定による時効の停止	46
	(5) 消滅時効の起算点	46
	(6) 不納欠損手続	46
	(7) その他	47
4	諸歳入金	47
	(1) 返納金	47
	(2) 1年経過小切手	47
	(3) 不用物品売払代	48
	(4) 滞納処分費	48
	(5) その他の歳入金	49
5	誤納金等	51
	(1) 誤納金	51
	(2) 精算返還金・過納金	51
	(3) 誤納金等の消滅時効	52
6	決算処理	55
	(1) 日時処理	55
	(2) 月次処理	55
	(3) 年度処理	60
7	帳簿・検査	61
	(1) 収入官吏の帳簿	61
	(2) 収入官吏の帳簿・金庫の検査	63
	(3) 歳入歳出外現金出納官吏の帳簿	65
	(4) 歳入歳出外現金出納官吏の帳簿・金庫の検査	66
8	計算証明	66
	(1) 歳入徴収額計算書(歳入徴収官の計算証明)	66
	(2) 収入金現金出納計算書(収入官吏の計算証明)	69
	(3) 歳入歳出外現金出納計算書(歳入歳出外現金出納官吏の計算証明)	71

9	その他	75
(1)	震災特別法による保険料の免除	75
(2)	第二次納付義務	76
(3)	繰上請求	78

第2章 基礎知識

第1 基礎知識

1	徴収及び収納	81
(1)	徴収行為	82
(2)	収納行為	84
(3)	徴収機関及び収納機関	84
(4)	部局及び部局長	85
(5)	会計年度所属区分	85
(6)	徴収金の納期限	86
(7)	歳入金の収納期限	88
2	徴収法上の徴収金と他の法律との関係	88
(1)	徴収金	88
(2)	債管法との関係	89
(3)	国税通則法・国税徴収法との関係	89

第2 第1章の補足

1	印紙保険料	91
(1)	印紙保険料の調査決定	91
(2)	印紙保険料の現金納付	91
2	特別保険料	94
(1)	労働者災害補償保険における任意適用事業	94
(2)	任意適用事業における保険給付の特例	94
(3)	特別保険料の徴収	94
3	特別保険料、印紙保険料（現金納付に限る）及び特例納付保険料の取扱い	96
4	歳入徴収官	100
(1)	歳入徴収官の権限	100
(2)	歳入徴収官の職務	100
(3)	官職氏名の表示	100

(4) 官印	101
(5) 歳入徴収官の交替の手続	101
5 徴収職員	102
(1) 徴収職員の定義	102
(2) 徴収職員の任免手続	102
(3) 徴収職員の権限及び職務	102
6 収入官吏	103
(1) 任免	103
(2) 収入官吏の権限及び職務	104
(3) 官職氏名の表示	104
(4) 官印	105
(5) 収入官吏の責任	105
(6) 収入官吏の交替手続	107
7 歳入歳出外現金出納官吏	110
(1) 任免	110
(2) 歳入歳出外現金出納官吏の権限及び職務	111
(3) 官職氏名の表示	111
(4) 官印	112
(5) 歳入歳出外現金出納官吏の責任	112
(6) 歳入歳出外現金出納官吏の交替手続	112
8 現金領収証書（原符）の処理方法	114
(1) 取扱いについて	114
(2) 記入方法について	114
(3) 書損処理方法について	115
(4) 保管について	116
(5) 報告について	116
9 領収済報告書等の処理方法	118
(1) 収納機関からの通知	118
(2) 領収済報告書等の処理	118
(3) 領収済報告書等が翌日になった場合の処理	119
(4) 訂正	119
(5) 歳入金収納済額日計表	120
10 スタンプ領収による現金の収納	121
(1) 取扱いについて	121
(2) 事務処理について	121

(3) 保管について	122
11 証券による収納	123
(1) 受領した証券の取扱い	123
(2) 受領証券が支払拒絶を受けた場合の取扱い	123
(3) 証券の偽造、変造等	124
(4) 証券を亡失したときの処置	124
12 証券による収納（納付委託）	126
(1) 納付委託を受けることができる証券	126
(2) 納付受託証書	126
(3) 再委託	130
(4) 納付委託と強制処分等の関係	131
13 現金等の払込処理方法	135
(1) 現金等の歳入金の払込み	135
(2) 現金払込書の作成	135
(3) 証券仕訳書	136
(4) 払込領収証書の取扱い	136
(5) 現金払込仕訳書（歳入徴収官に対する報告）	137
14 歳入歳出外現金の収納事務	138
(1) 歳入歳出外現金領収証書	138
(2) 保管金	138
15 第二次納付義務者	145
(1) 無限責任社員の第二次納付義務	145
(2) 清算人等の第二次納付義務	145
(3) 同族会社の第二次納付義務	146
(4) 共同的な事業者の第二次納付義務	148
(5) 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納付義務	148
(6) 無償又は著しい低額の譲受人の第二次納付義務	149
(7) 人格のない社団等に係る第二次納付義務	151
16 各種証票及び原符・帳簿の交付・管理方法	154
(1) 証票等の交付・管理	154
(2) 証票等の亡失時の対応	155
(3) 原符・帳簿の交付・管理	156
(4) 原符の亡失時の対応	156
17 時効	158
(1) 時効	158

(2) 時効の起算日	158
(3) 時効の絶対的効力	159
(4) 時効の更新	159
(5) 時効完成猶予	160
(6) 国税通則法の規定による時効の停止	160
(7) 時効の効力の遡及効	161

〈記載例〉

現金出納簿（収入官吏用）	162
納付受託証書受払簿	163
差額仕訳書	164

収納事務等に関する牽制体制について（平成 15 年 8 月 28 日付け基徴発 0828001 号） 165

各種収入様式 （別途頁指定）

※ 手引 I 別冊「労働保険料等の納付の猶予取扱要領」は、本手引と別個に掲載。

はじめに

労働保険料等の徴収における、会計組織及び事務処理については、会計法、国の債権の管理等に関する法律等の会計基本法及び予算決算及び会計令、出納官吏事務規程等の会計諸規程に基づき執行すると同時に、特別法たる労働保険の保険料の徴収等に関する法律や特別会計に関する法律、厚生労働省所管会計事務取扱規程等の諸規程に則して事務処理方を行うこととしている。

これらの諸規程に関しては、その意義や目的を理解すると同時に執行に当たっては、遵守が求められるものである。

本手引については、これまでの手引の中から、頻繁に執行される事務処理に関して抜粋し、執行における留意点等を取りまとめたものであるので、十分に理解されると同時に執行に万全を期されたい。

第1章 徴収事務

第1 徴収の対象

1 労働保険料

労働保険料は、○一般保険料、○特別加入保険料（第1種～第3種）、○印紙保険料、○特例納付保険料に区分され、さらにその納付の方法により、概算保険料、確定保険料、増加概算保険料、概算保険料の追加徴収に区分される。

また、これらの保険料については追徴金及び延滞金が賦課される場合がある。

